

平成29年度久慈市健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化を目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体の財政の健全化を判断するため、4つの指標と健全化のための是正措置が必要となる基準を設け、それらの指標の算定と公表が義務付けられています。

また、公営企業の経営の健全性を判断するため、公営企業を経営している地方公共団体に対し、公営企業の資金の不足率の算定と公表を義務付けています。

この法律に基づいて算定した久慈市の平成29年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を公表します。

【平成29年度決算に基づく健全化判断比率について】

(単位：%)

	平成29年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.11	20.00
連結実質赤字比率	—	18.11	30.00
実質公債費比率	13.9	25.0	35.0
将来負担比率	120.1	350.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字がないことから、「—」と表記しています。

※ 各比率が早期健全化基準を上回った場合は、財政健全化の是正措置が必要となります。

(参考)

- 実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
- 連結実質赤字比率・・・全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率
- 実質公債費比率・・・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- 将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

(現状と課題について)

平成29年度においては、上記のいずれの指標においても、国が示す早期健全化基準を下回っていることから、「健全段階」にあるものです。

しかし、将来負担比率については、県内平均70.0%を上回っていることから、今後においても、市政改革プログラムに基づき、市債の計画的発行、特別会計への繰出金の見直し、定員適正化計画に基づく職員の削減や事務事業等の見直しなど、健全な財政運営に努めていきます。

【平成29年度決算に基づく資金不足比率について】

(単位：%)

公営企業会計名	資金不足比率	経営健全化基準
魚市場事業特別会計	—	20.0
漁業集落排水事業特別会計	—	
公共下水道事業特別会計	—	
水道事業会計	—	

※ 資金不足比率が経営健全化基準を上回った場合は、財政健全化の是正措置が必要となります。

(参考)

○資金不足比率・・・公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する比率

(現状と課題について)

平成29年度において、各公営企業特別会計においては、資金不足額は生じていないところです。

また各公営企業においても、引続き資金不足額が生じないように、料金収入の確保や事業の見直し等、健全な経営に努めていきます。